

福井労発基0731第1号
平成29年7月31日

各労働基準監督署長 殿

福井労働局長
(公印省略)

一般労働条件の確保・改善対策の推進について

県内における長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止、並びに、労働時間管理の適正化及び基本的労働条件の枠組の確立を始めとした一般労働条件の確保・改善対策の推進については、これまで計画的に取り組んでいるところである。

今般、更に長時間労働を削減し、かつ法定労働条件の履行確保を図るため、別添のとおり、「福井労働局 一般労働条件の確保・改善推進計画」を定め、恒常的に取り組み、事業場に対する監督指導の徹底を図ることとしたので、効果的かつ積極的に対応されたい。

なお、局においては、関係事業者団体に対して傘下事業場への当該推進計画の周知等について要請を行う予定であることを申し添える。

福井労働局 一般労働条件の確保・改善推進計画

1 現状認識

(1) 労働基準監督行政を取り巻く状況

平成28年に各労働基準監督署（以下「署」という。）に届け出られた時間外労働及び休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）は、事業場全体の4割に満たない。

また、平成28年度に署に届け出られた1か月当たり80時間を超える時間外労働が可能な36協定は、1,010事業場で対象労働者は23,449人に及んでいる。このうち、実際に時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていた労働者は、福井労働局（以下「局」という。）において実施した自主点検から1,638名（福井県の雇用者に対する割合：0.48%）が認められた。しかし、全国の1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合である、7.8%と乖離が認められ（総務省労働力調査：平成28年速報値）36協定の適用外での長時間労働が懸念される。

(2) これまでの一般労働条件の確保・改善推進に係る取組結果

局・署では、基本的な労働条件の枠組み等に問題が存在すると考えられる製造業、商業及び接客娯楽業の事業場に対し、平成26年度からの3か年において計画的に対策を推進した。

この間、420事業場に対して監督指導を実施し、68.3%の事業場で法定労働条件の履行確保が図られた。

しかしながら、定着を確認するための自主点検では、依然として回答事業場のうち約4割で何らかの問題が認められ、その割合は「健康診断」（20.0%）が最も高く、次いで「年次有給休暇」（13.7%）、「労働条件の明示」（10.0%）、「所定労働時間」（9.6%）となっている。

2 取り組むべき対象

上記1の状況下、本計画では、これまでの監督指導状況、相談状況等を総合的に勘案し、次の(1)ないし(3)に掲げる事業場を重点的に推進するものとする。

なお、対象事業場については、経済情勢、監督実施状況、自主点検の結果等により、必要な時期に随時見直しを行うこととする。

- (1) 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場
- (2) 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場
- (3) 36協定の未締結・未届事業場

3 重点的に指導する事項

過労死等ゼロを実現するため、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止を徹底し、次の事項に重点的に取り組むこととする。

- (1) 36協定の適正な締結・届出
- (2) 長時間残業が可能となるような36協定時間の見直し
- (3) 労使協定による年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位年休等を活用した取得促進
- (4) パワハラ防止を含むメンタルヘルス対策の推進